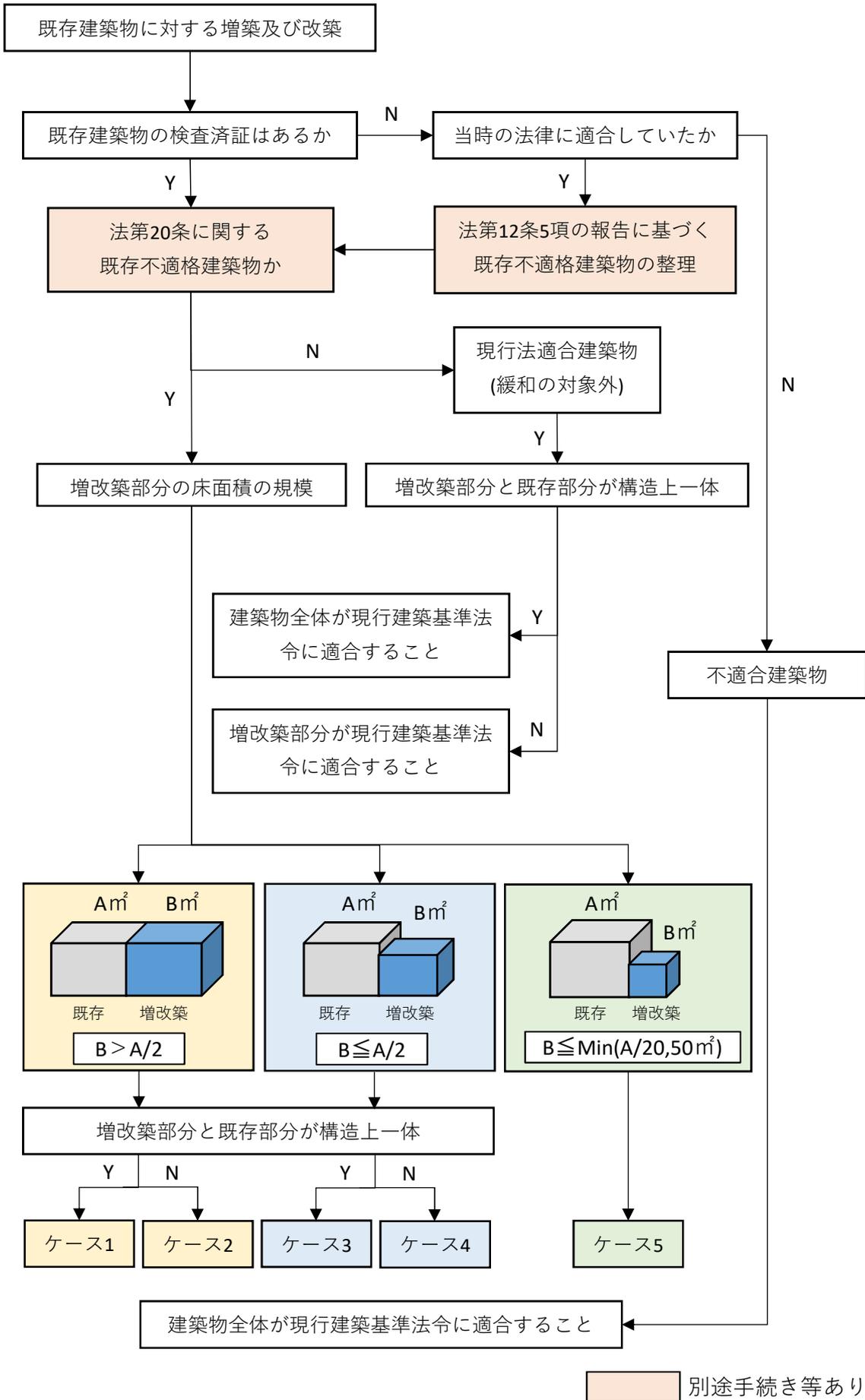


○既存不適格建築物増改築フローチャート



○必要手続き

法第12条5項の報告に基づく既存不適建築物の整理

- ①法第12条5項の報告書
- ②既存不適格調書
- ③現況の調査書
- ④適用条文チェックリスト(現況の調査書の別紙として)
- ⑤既存部分の各種図面(配置図、平面図、立面図等①～④の内容が確認できるもの)

法第12条5項の手続き

確認申請の提出

法第20条に関する既存不適建築物か

- ①既存不適格調書
- ②現況の調査書
- ③適用条文チェックリスト(現況の調査書の別紙として)

確認申請書に添付

ケース1	規模制限なし一体増改築
全体	○建築物全体で、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第一号イ(1)】
増改築部分	○増改築部分について、次の規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第一号イ(2)】 ①令第3章第1節～第7節の2 (仕様規定) ②令第129条の2の3 (建築設備の構造強度) ③法第40条の規定に基づく条例の <u>構造耐力に関する制限</u> を定めた規定 (前橋市は特になし)
既存部分	<構造上主要な部分> ○既存部分が、耐久性等関係規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第一号イ(3)】 <建築設備・屋根ふき材・特定天井等> ○省略 【参照：平17国告566号第1】

ケース2	規模制限なし分離増改築
増改築部分	○構造上分離された増改築部分について、次の規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第一号ロ(2)】 ①令第3章 (仕様規定+構造計算) ②令第129条の2の3 (建築設備の構造強度) ③法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定 (前橋市は特になし)
既存部分	<構造上主要な部分> 1.構造上分離された既存部分が、耐久性等関係規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第一号ロ(3)】 かつ 2.構造上分離された既存部分が、次のいずれかの規定に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第2第一号】 ①令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。 ② <u>地震に対して</u> 、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合し、 <u>地震以外の外力に対して</u> 、令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算(ルート1)によって安全であることを確認すること。 (法第20条第1項第二号から第四号の建築物に限る) ③耐震診断基準(新耐震基準も含む。)に適合し、地震以外の外力に対して、令第82条第一号から第三号(ルート1)までに規定する 構造計算によって安全であることを確認すること。 <建築設備・屋根ふき材・特定天井等> 省略 【参照：平17国告566号第2二号、三号】

ケース3	1/2以下一体増改築
全体	<p><構造上主要な部分> 建築物全体で、次の規定に適合すること。</p> <p>①地震に対して、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ロ(1)】 又は 耐震診断基準(新耐震基準も含む。)に適合すること(増改築後の建築物(分地増改築の場合は既存の独立部分)の架構を構成する部材((間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。)に追加及び変更(強度及び耐力が上昇する変更を除く)がない場合に限る)。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ニ】</p> <p>②地震以外の外力に対して、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ハ(1)】</p> <p><建築設備・屋根ふき材・特定天井等> 省略 【参照：平17国交告第566号第3第二号、三号】</p> <hr/> <p><u>ただし、法第20条第1項第四号の木造建築物の既存部分は、次の規定に適合させることでもよい。</u></p> <p>①地震に対して、土台、基礎(令第42条)、柱小径(令第43条)、壁量計算(令第46条第1項～第3項及び第4項(表3に係る部分を除く))の規定(枠組壁工法又はプレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第一から第十までの規定)に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ロ(2)】</p> <p>②地震以外の外力に対して、壁量計算(令第46条第4項(表2に係る部分を除く。))の規定(枠組壁工法又はプレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第一から第十までの規定)に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ハ(2)】</p>
増改築部分	<p>○増改築部分について、次の規定に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号イ】</p> <p>①令第3章第1節～第7節の2 (仕様規定)</p> <p>②法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定 (前橋市は特になし)</p>
既存部分	<p><構造上主要な部分> ○既存部分が、耐久性等関係規定に適合すること。 【参照：令第137条の2第二号イ】</p>

ケース4-1	1/2以下分離増改築
増改築部分	<p><構造上主要な部分></p> <p>○構造上分離された増改築部分が、次の規定に適合すること。【参照：平17国告第566号第3第一号イ】</p> <p>①令第3章第1節～第7節の2（仕様規定）</p> <p>②法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定（前橋は特になし）</p> <p>○構造上分離された増改築部分が、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。 【参照：平17国告第566号第3第一号ロ(1)、ハ(1)】</p>
既存部分	<p><構造上主要な部分></p> <p>○構造上分離された既存部分が、耐久性等関係規定に適合すること。【参照：令第137条の2第二号イ】</p> <p>○構造上分離された既存部分が次の規定に適合すること。</p> <p>法第20条第1項第一号の場合</p> <p>令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。【参照：平17国告第566号第3第一号ロ(1)、ハ(1)】</p> <p style="text-align: center;">or</p> <p>耐震診断基準(新耐震基準も含む。)に適合し、地震以外の外力に対して、令第82条第一号から第三号(ルート1)までに規定する構造計算によって、安全であることを確認すること。【参照：平17国告第566号第3第一号へ】</p> <p>法第20条第1項第二号から第四号の場合</p> <p>①地震に対して、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。【参照：平17国告第566号第3第一号ロ(1)】</p> <p style="text-align: center;">or</p> <p>耐震診断基準(新耐震基準も含む。)に適合すること。【参照：平17国告第566号第3第一号ホ】</p> <p>②地震以外の外力に対して、令第3章第8節(構造計算)の規定に適合すること。【参照：平17国告第566号第3第一号ハ(1)】</p> <p style="text-align: center;">or</p> <p>令第82条第一号から第三号までに規定する構造計算(ルート1)によって、安全であることを確認すること。 【参照：平17国告第566号第3第一号ホ】</p> <p>ただし、法第20条第1項第四号の木造建築物の既存部分は、次の規定に適合させることでもよい。</p> <p>①地震に対して、土台、基礎(令第42条)、柱小径(令第43条)、壁量計算(令第46条第1項～第3項及び第4項(表3に係る部分を除く))の規定(枠組壁工法又はプレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第一から第十までの規定)に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ロ(2)】</p> <p>②地震以外の外力に対して、壁量計算(令第46条第4項(表2に係る部分を除く。))の規定(枠組壁工法又はプレハブ工法の場合は平13国交告第1540号第一から第十までの規定)に適合すること。 【参照：平17国交告第566号第3第一号ハ(2)】</p>
全体	<p><建築設備・屋根ふき材・特定天井></p> <p>省略 【参照：平17国交告第566号第3第二号、三号】</p>

ケース4-2	1/2以下分離増改築(法第20条第1項第4号のみ)
増改築部分	<p><構造上主要な部分></p> <p>○増改築部分が、次の規定に適合すること。【参照：令第137条の2第二号ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第3章第1節～第7節の2(令第36条及び令第36条第2項から第4項を除く)(仕様規定)
既存部分	<p><構造上主要な部分></p> <p>○既存部分の基礎以外の部分が、次の規定に適合すること。【参照：令第137条の2第二号ロ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第3章第1節～第7節の2(令第36条及び令第36条第2項から第4項を除く)(仕様規定) <p>○既存部分の基礎が、耐久性等関係規定(令第38条第1項、第5項、第6項)に適合し、その補強方法について、大臣の定める基準に適合すること。【参照：令第137条の2第二号ロ、平17国交告第566号第4】</p>

ケース5	1/20以下かつ50㎡以下増改築
増改築部分	<p>○構造上分離された増改築部分について、次の規定に適合すること。【参照：令第137条の2第三号イ(1)】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①令第3章（仕様規定+構造計算） ②令第129条の2の3（建築設備の構造強度） ③法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定（前橋市は特になし）
既存部分	<p>○既存部分について、構造耐力上の危険性が增大しないこと。【参照：令第137条の2第三号イ(2)】</p>